# 法制・基本問題小委員会(第4回)における意見の概要 (リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為について)

### 1. 現行法との関係について

- (1) 現行法の枠組みとの関係について
- 損害賠償や刑事罰の関係では、送信の幇助、30条1項3号の複製の幇助ということに なれば、類型的には幇助は成り立つが、立証は容易ではない。
- 幇助に対する差止ができるのかという問題がある。現行法で可能だと思うが、異論が 強いことは承知している。
- 現行法上差止請求は難しいのではないか。
- 現行法の解釈にしても何にしても、個人の行為について過大な萎縮効果を生まないように配慮することは極めて重要ではないか。リンク先が著作権侵害だった場合、損害賠償も刑事罰もあり得るかもしれないと言ってしまうと、法理論は別としても一般の方に対しての萎縮効果が強いのではないか。
- 一般論として言えば、やはり損害賠償、差止請求、刑事罰という順に厳しくなってい くので、適用範囲も狭まっていくべき。

#### (2) 幇助の具体的な成立要件との関係について

- 幇助が成立し得るには公衆送信を「容易化」したと言えなければならないとすると、 違法サイトにアップロードされている著作物は既に送信可能化状態にあり、そのリン クを張ったからといって送信可能化を容易化したとは言えない。違法サイトからの公 衆送信を容易化し、それを悪質だと言うためには、それが例えば広く一般には知られ ていないサイトや、通常検索でヒットしないサイトであることが念頭に置かれるので はないか。
- 実際にリンク先の違法サイトから公衆送信が行われたというだけで違法な公衆送信を 容易化したと評価できると考えると、やや広過ぎるのではないか。リーチサイトがな ければユーザーはコンテンツにたどり着けないといったヒアリングの指摘を踏まえれ ば、通常知られていないようなサイトでないと公衆送信を容易にしたとは言いにくい のではないか。
- 既に知られているサイトであったとしても、当該リンクをたどってきた要求に基づく 公衆送信については、それを容易化したという評価になり得るのではないか。それだ

と広過ぎるという指摘があるが、幇助になり得るためには、少なくとも刑事罰の対象となるのは故意がある場合であって、侵害対象物が違法にアップロードされており、その送信を幇助することの認識、認容が認められる場合のみである。このような主観的要件を合わせて考えるならば、一般に知られていないサイトへのリンクのみならず、よく知られているサイトへのリンクであっても、幇助になり得る場合があるのではないか。

- 一般に知られているリンクであっても容易化に当たれば、現行法としては幇助になる。
- 幇助の成立に関し、知られていないということは特に必要ないのではないか。

## 2. 考えられる対応について

- (1) 対応の方向性について
- 解釈論として現行法でも対応が可能であるとしても、個人の行為への配慮という指摘 もあるし、より要件を明確化するためにも、基本的にはみなし侵害を中心とした立法 をすべきではないか。
- 現行法上差止請求は難しいと考える。法改正により対応すべきではないか。現行法 113 条 1 項 2 号は情を知って侵害物を譲渡する場合をみなし侵害としており、侵害コンテンツを同様に拡散する行為についても、少なくとも情を知ってという要件の下で侵害とみなすことができるのではないか。
- (2) 対応すべき範囲(対象行為)について
- 有償著作物のデッドコピーをしているものに対して、営利目的で多数リンクを貼るということを野放しにできないということについては賛成。
- 少なくとも情を知っての要件を定めるのであれば、いわば個人かどうかを特に気にする必要はないのではないか。

#### (3)検討にあたって留意すべき事項について

○ リンクは、インターネットを成り立たせる上で極めて重要な機能であり、個人が情報を発信するとき、表現の自由として言いたいことを言うときに利用する。クモの巣のように入ったり来たりすることにおいてこそ、非常に意味のある行為であって、そのおかげで現在の情報社会の恩恵を享受できている。積極的に一般の方の行為について

まで、刑事罰の対象になり得るなど誤解を持たれるようなことまで踏み込む必要はなく、必要であれば定型的、類型的な悪いものだけをみなし侵害で捉えれば良い。連接点、結節点をまず潰してしまえば、ほとんどの拡散行為が止まるのであるから、そこに絞って議論すべきある。

- 送信可能化については事後従犯の問題になってくるのではないか。事後従犯関係では 現行 113 条 1 項 2 号に頒布は入っているが送信は入っていない。公衆送信については 線引きが難しいからだと思う。幇助と事後従犯を混ぜるだけでも議論が混乱するので、 リーチサイトもあればリーチアプリもあるというように個別の事案を細かく場合分け、 分析していかないと議論が混乱する。
- 擬制侵害は現行法で侵害でないものを法律上侵害と擬制するという創設的な意味があ るので、悪質なものとそうでないもののきちんとした線引きを図っていく努力が必要。